第36回市民文化祭
参加者・参加団体を募集
～日ごろの成果を発表しませんか～

市民の皆さんが日ごろの文化活動を発表する場として親しまれている「市民文化祭」が、今年も10月21日（土）～11月23日（祝）の34日間、中央公民館を主な会場として開催します。詳しくは市民文化祭実行委員会事務局☎477・4700または細川☎090・5502・4662へ。

参加希望のグループ・個人の方は、各表の内容に基づき、各種展示・ホール発表・催しなどの部門別に、7月21日（金）～30日（日）に所定の申込用紙で市民文化祭実行委員会事務局（中央図書館裏の文化財保存整理室2階、月曜日は休み、受付時間は午前10時～正午と午後1時～5時）に直接申し込んでください。

申し込みは、各部門ごとに一人1点・一人1回に限ります。作品に対する破損・盗難等の責任には、一切負いかねます。申し込み多数の場合には、相談の上、調整させていただくこともあります。なお申し込みは、市内で活動する団体および市内在住・在学・在勤の方に限らせていただきます。

ステージで発表できるのも市民文化祭の魅力（写真は昨年度の発表から）

■ホール発表の部■

会場　中央公民館

日　程	内　容
10月21日（土）	オープニング（式典） 特別企画（榛名町・東久留米市民吹奏楽団）
10月22日（日）	ハワイアン・フランダンスの集い
10月28日（土）	民謡の集い、ふるさと芸能の集い
10月29日（日）	太鼓の集い（小・中学生参加）
11月3日（祝）	吟剣詩舞の集い
11月4日（土）	邦楽の集い、童謡の集い
11月5日（日）	大正琴・マジック・一芸の集い
11月11日（土）	歌謡の集い
11月12日（日）	音楽の集い
11月15日（水）・16日（木）	いきいき演芸大会
11月17日（金）・18日（土）	バレエ&ダンスの集い
11月19日（日）	舞踊の集い
11月23日（祝）	コーラスの集い

■催しの部■

日　程	内　容	会　場
10月21日（土）	お茶会	中央公民館
10月22日（日）	囲碁大会	
10月28日（土）	将棋大会（小・中学生の部）	中央図書館
10月29日（日）	映画の集い、将棋大会（大人の部）	
11月3日（祝）	フォークダンス	第三小学校
	社交ダンス	スポーツセンター
11月5日（日）	朗読ひとり芝居	中央図書館
	俳句会	
11月19日（日）	スクエアダンス	中央公民館

■展示の部■

会場　中央公民館

日　程	種　目
10月21日（土）・22日（日）	【ロビー】華道
10月25日（水）～29日（日）	【学習室】書道、短歌、俳句、川柳、ペン習字、てん刻
	【ロビー】社会を明るくする運動のポスター展示
11月1日（水）～5日（日）	【学習室】美術
	【創作室】陶芸
	【ロビー】写真
11月8日（水）～12日（日）	【学習室】手工芸、盆栽、絵手紙、木彫、榛名町出品展示
	【創作室】パッチワーク
11月11日（土）・12日（日）	【ロビー】華道
11月15日（水）～19日（日）	【ロビー】市内小・中学生作品展示

《展示作品》いずれの種目も一人1点

種　目	内　容
華　道	投入、盛花、生け花（幅70cm×高さ100cm以内）
手工芸	各種フラワー、籐工芸、木目込み人形（いずれも幅60cm×高さ60cm以内） 和紙ちぎり絵（10号以内）、和紙工芸、手縫いネクタイ、革工芸、 手編み、和裁、洋裁、紙粘土、押し花絵（10号以内）、パッチワーク、 七宝焼、ステンドグラス、銅版工芸、ほか
陶　芸	幅50cm×高さ50cm以内
木　彫	幅50cm×高さ100cm以内
美　術	油絵・水彩・デッサン・版画（いずれも20号まで）、彫刻、日本画、南画、水墨画
写　真	パネル、額付き（全紙以内）
書道・ペン習字	半切、茶掛け（裏打ち以上）、額付き（横50cm×縦90cm以内）、釈文付き
短歌、俳句、川柳、絵手紙	半紙または短冊、はがき
盆　栽	一鉢盆栽、小品盆栽
そ の 他	おもと、てん刻、カリグラフィ、ほか

老人医療受給者の方へ

老人医療の負担割合は毎年8月に見直されます

昭和7年9月30日までに生まれた方と、65歳以上で障害のある一部の方がお持ちの老人保健法による医療受給者証に表示されている「一部負担金の割合」は、毎年8月1日で住民税の課税所得により定期判定され、負担割合が変更になる方には新しい負担割合を表示した医療受給者証を7月末日までに郵送します。

新しい医療受給者証が届いた場合は、今まで使用していた医療受給者証は速やかに介護福祉課医療係（市役所1階）へ直接持参するか郵送で返却し、絶対に使用しないようご注意ください。

現在、1割負担の方は

【18年度の課税所得が145万円未満の場合】 医療受給者証には変更がありませんので、現在お持ちの「1割」の医療受給者証を引き続きお使いください

【18年度の課税所得が145万円以上の場合】 負担割合が「2割」となるため、新しい医療受給者証を郵送します。課税所得が213万円未満の場合は、自己負担限度額が一般の方と同額に抑えられる「自己負担限度額（一般・適用）」という表示があります

現在、2割負担の方は

【18年度の課税所得が145万円未満の場合】 負担割合が「1割」となるため、新しい医療受給者証を郵送します

【18年度の課税所得が145万円以上213万円未満の場合】 負担割合は「2割」のままですが、自己負担限度額が一般の方と同額に抑えられる「自己負担限度額（一般・適用）」という表示が追加された医療受給者証を郵送します

【18年度の課税所得が213万円以上の場合】 医療受給者証には変更がありませんので、現在お持ちの「2割」の医療受給者証を引き続きお使いください

今回「2割」と判定された方は10月には「3割」負担となります

現役世代並みの所得がある方は、10月1日からは現役世代と同じ「3割」に負担割合が引き上げられることになりました。市では、9月中旬に「3割」表示の医療受給者証を該当する方全員に郵送する予定です。

ただし、収入額が基準以下の方は、申請により「1割」に変更できる場合があります。

「2割」を「1割」負担に変更できるのは

同一世帯の老人医療受給者および70歳以上の方の前年の「収入額」の合計が基準収入額以下の場合です。

ここでいう「収入額」とは、課税所得の算定の基となった収入（確定申告書の最初の「収入金額」欄）の合計です。必要経費や控除等は一切引かずに計算してください。

❖基準収入額❖

①同一世帯でほかに70歳以上の方がいる場合は、合計520万円未満

②同一世帯でほかに70歳以上の方がいない場合は、383万円未満

基準収入額適用申請を行うには

まず、前記①②の条件に該当するかどうかを確定申告書の写し等で確認してください。

「収入額」が基準額以下である場合には、7月中に「基準収入額適用申請書」を介護福祉課医療係（市役所1階）に提出し、認められると、8月1日から負担割合が「1割」に変更できます。

手続きの際は、確定申告書の写しや年金額の決定通知書等、収入額の分かる書類と、健康保険証、医療受給者証、印鑑（朱肉を使用するもの）を持参してください。同一世帯に70歳以上の方がいる場合は、その方の分も必要です。

また、老人医療受給者と、国民健康保険の高齢受給者が同一世帯の場合は、介護福祉課と保険年金課のそれぞれで申請を行う必要がありますので、注意ください。

自己負担限度額を変更できる場合も

基準収入額を超えている方でも、「収入額」が次の範囲内の場合は、負担割合は「2割」のままですが、自己負担限度額が一般の方と同額に抑えられます。手続きの方法等は、基準収入額適用申請と同様です。認められると、「自己負担限度額（一般・適用）」という表示が追加された医療受給者証を郵送します。

❖自己負担限度額判定用の基準❖

①同一世帯でほかに70歳以上の方がいる場合は、合計520万円以上621万円未満

②同一世帯でほかに70歳以上の方がいない場合は、383万円以上484万円未満

詳しくは介護福祉課医療係（内線2551・2552）へ。

自己負担限度額等（18年8月～9月適用）

区　分		一部負担金の割合	自己負担限度額 外来（個人ごと）	自己負担限度額 外来＋入院（世帯）	入院時の食事代（1食当たり）	
現役並みの所得がある方	特例基準額以上	2割	40200円	72300円＋医療費が361500円を超えた場合は、その超えた分の1％を加算（多数該当の場合は40200円）	260円	
	特例基準額未満（注1）	2割 ※自己負担限度額「一般」適用	12000円	40200円		
一般受給者の方		1割	12000円	40200円	260円	
低所得の方（注2）（注3）	Ⅱ（住民税非課税世帯の方）	1割	8000円	24600円	90日までの入院	210円
					90日を越える入院	160円
	Ⅰ（住民税非課税世帯で、控除後の所得が0円の方）			15000円	100円	

（注1）課税所得が145万円以上213万円未満であるか、収入額が高齢者複数世帯の場合520万円以上621万円未満、高齢者単身世帯の場合383万円以上484万円未満の方。

（注2）住民税に係る経過措置対象者と同一世帯の非課税者については、低所得Ⅱの自己負担限度額（個人）を適用します。

（注3）住民税に係る経過措置対象者と同一世帯の老齢福祉年金受給者および経過措置対象者である老齢福祉年金受給者については、低所得Ⅰの自己負担限度額（個人）を適用します。

ひがしくるめ 農業NOW! No.13

「ポジティブリスト制」

農産物への残留農薬規制のあり方が変わる、改正食品衛生法が5月29日に施行されました。

これまでは食品衛生法に基づく残留基準が設定されているものだけが流通規制の対象であり、残留基準の設定がない場合は、残留量が多くても原則規制はされませんでした。

今回の改正では、規制対象外を除くすべての農薬に国際基準などを参考にした「暫定基準」「一律基準」が設定され、流通規制の対象となりました。

自然界では、もともとさまざまな種類の動植物が適度なバランスを持って生息しています。しかし、人が農耕により作物を栽培することでそのバランスが崩れ、作物にとっては害となる虫や病気、作物以外の雑草などが発生しやすくなります。

これらの病害虫や雑草を防除しなければ、皆さんに供給する農産物の安定した収穫は望めません。

今日の豊かな食生活は、農業をはじめとするさまざまな農業技術によって初めて成り立つのです。

農薬は薬剤ごとに使い方の基準が定められています。これまで通りラベルを確認し「農薬使用基準」を順守すれば、農作物の安全性は確保されます。しかし、これからは農家だけではなく一般家庭や市民農園利用者も含め、農産物への飛散があった場合は互いに加害者になる恐れがありますので、飛散防止には十分自覚して農薬（花などへの消毒薬等を含む）の使用をお願いします。

農家の皆さんは、常に安全・安心を心掛けた農作物の生産に取り組んでいますが、なお一層の飛散防止に努めますので、市民の皆さんもご理解ください。

詳しくは産業振興課☎470・7743へ。

国民年金だより

「国民年金保険料」は口座振替の早割がお得です

月々の保険料は、納め忘れのない口座振替の利用が便利です。通常は翌月末に引き落としになりますが、口座振替の早割（当月保険料の当月末引き落とし）を申し込んで納付すれば、月額50円の割引になります。

そのほか、割引の多い一括前納もご検討ください。

一括前納には、一年前納（4月末お支払い）、半年前納（4月末と10月末お支払い）があります。早めの申し込みが必要です。また、各月ご利用中の方も、切り替えが可能です。

早割制度は、17年4月から開始された制度です。従来から口座振替で毎月納付している方も早割に変更するためには、改めて申し込みが必要です。

☆口座振替の申し込み手続きは

口座振替の申し込みには基礎年金番号の記入が必要なため、年金手帳や納付書で基礎年金番号を確認してください。

また、金融機関届出印の押印が必要となります。申込用紙は金融機関、社会保険事務所の窓口に備え付けていますが、社会保険庁のホームページから申込用紙をプリントアウトして同事務所へ郵送することもできます。同事務所に直接申し込みの場合は、金融機関の証明印が必要です。金融機関届出印の相違や、口座氏名等の相違により登録が遅れた場合は、前納に間に合わない場合がありますので、申込用紙に記入の際は、届出印と口座氏名の確認をお願いします。

詳しくは武蔵野社会保険事務所☎0422・56・1411へ。

◆社会保険庁ホームページ http://www.sia.go.jp/

市民伝言板

会員教室

◆**琴伝（きんでん）流大正琴**（和（なごみ）会）月2回、主に水曜・木曜日の午前10時～正午、中央町地区センターで。会費月2000円。初心者歓迎。見学自由。詳しくはタ（あんなか）☎472・5243へ。

◆**東久留米歌謡吟詠サロン** 毎月第4金曜日の午後2時～4時、中央公民館ほかで。入会金1000円、会費月1500円。初心者歓迎。見学自由。第2金曜日の普通吟にも参加可。詳しくは宅田☎473・7303へ。

◆**東久留米ラグビー・KRC** 毎週日曜日の午前8時～正午、東部運動広場（金山町一丁目）で。会費月1000円。経験問わず。体力・年齢に合わせて活動。詳しくは小林☎475・8462（夜間）へ。

◆**健康づくり体操**（なかよし体操会）毎朝6時10分～6時55分、スポーツセンター駐車場で。会費年1200円。体験自由、直接会場へ。詳しくは小野木☎421・0439へ。

◆**木目込人形サークル** 毎月第1・第3火曜日の午前9時10分～午後3時40分、西部地域センターで。入会金1000円、会費月4000円。初心者歓迎。詳しくは永尾☎472・1003へ。

◆**東久留米話し方クラブ** 毎月第1・第3月曜日の午後7時～9時、東部地域センターで。入会金100円、会費月1500円。スマートな話し方と練習。詳しくは玉木☎090・2424・6400へ。

◆**機織り**（さいわいさを）会 毎週火曜日の午前10時～正午と午後1時～3時、さいわい福祉センターで。会費月4000円（材料費別途）。手織りを楽しみながらボランティア。詳しくは三沢☎474・1130へ。

◆**M²（エムツー）スポーツ新体操** 毎週金曜日①幼児・小学1年生が午後3時半から②2小学2・3年生が午後4時半から、いずれも西部地域センターで。会費月4500円、小学4年生以上のクラスあり。詳しくは澤渡☎475・3677へ。

◆**将棋愛好会** 毎週水曜日の午後6時～10時、中央公民館で。初心者歓迎。詳しくは吉田☎474・5698へ。

◆**ガールスカウト東京都150団** 月1・2回、土曜または日曜日、中央公民館ほかで。年長ク・小学生、キャンプ、季節の行事、奉仕活動など。詳しくは富藤（とうま）☎473・7430へ。

◆**木曜書道教室** 毎月第1・第3木曜日の午前10時～正午、成美教育文化会館で。入会金1000円、会費月3100円。毛筆。詳しくは渕沢（ふちさわ）☎473・3770へ。

◆**軽いタッチで描く水彩画の会** 毎月第1・第3金曜日の午前10時半～正午、中央公民館で。入会金3000円、会費月3000円。詳しくは村田☎477・0442へ。

◆**中国水墨画**（劉（りゅう）の会）月4回、金曜日の午後1時半～3時半、中央公民館で。会費月3000円。初心者歓迎。懇切丁寧に指導。和やかな雰囲気で楽しく習得。詳しくは村田☎472・3219へ。

◆**東久留米カラオケ交友会** 毎月第1・第3土曜日の午後1時半～4時半、中央町地区センターで。入会金2000円、会費月1000円。初心者歓迎。見学自由。詳しくはタ（あんなか）☎472・5243へ。

◆**居合道**（千佐直伝英信（えいしん）流）毎週水曜日の午後6時半～8時半、スポーツセンターで。入会金1000円、会費月2500円。16歳以上。詳しくは武内☎421・9435へ。

◆**社交ダンス**（ひばり寿会）毎週火曜日の午後、市民プラザホールほかで。会費月3000円。入会金2000円。会費月3000円。見学、体験自由。定年退職後の男性歓迎。詳しくは根本☎421・9174へ。

◆**空手道拳硬**（けんこう）**会** 毎週土曜日の午後5時～7時、下里小学校体育館で。会費月2000円。市空手道連盟市体育協会加盟。所属。詳しくは榎本☎473・1195（夜間）へ。

催し

◆**社交ダンスパーティー**（サンデーダンスクラブ）7月30日（日）午後1時15分～4時15分、市民プラザホールで。参加費700円。会員もお相手します。詳しくは川崎☎475・4579へ。

◆**ジョン・チャヌ愛のコンサート**（東久留米愛のコンサート実行委員会）9月3日（日）午後2時開演（1時半開場）、成美教育文化会館で。入場料3000円（全席自由）。パイオリン演奏。詳しくは臼井☎421・7235へ。

◆**写真展「冬から春へ」**（くるめ写真教室）7月16日（日）・18日（水）～23日（日）午前9時～午後5時、中央公民館ロビーで。入場無料。詳しくは榎本☎473・1961へ。

◆**シャンソン、カンツォーネ、日本の歌の発表会**（歌う会ローザ）7月23日（日）午後1時半から、西部地域センターで。入場無料。大機秀元氏指導。詳しくは金子☎472・4154へ。

◆**東久留米ビッグバンドジャズコンサート**（東久留米三田会）8月27日（日）午後6時開演、中央公民館で。前売券1000円（各地域センター、ブックセンター東久留米ほかで）。当日券あり。詳しくは金田☎090・4671・3550へ。

◆**第42回定期演奏会&ソロコンサート**（少年少女合唱団ひまわり会）7月30日（日）午後5時開演（午後4時半開場）、成美教育文化会館グリーンホール。入場料500円。ソロ、合唱、アカペラで歌います。詳しくは佐藤☎477・1480へ。

その他

◆**カンボジア平和構築支援活動資金に**（）**協力を** 地雷・不発弾被害を伝える会東久留米支部　在カンボジア日本大使館が窓口となり平和構築支援活動を行っています。皆さんのご協力を。郵便振替の方法など詳しくは同支部・村井☎422・0019へ。